

## 中国向け輸出水産食品の取扱要領

### 1. 目的

本要領は、中国向けに輸出される水産食品について、輸出国の権限ある機関が発行する衛生証明書の添付が求められていることから、関係事業者が遵守すべき要件、衛生証明書発行機関の認定、衛生証明書発行の手續及びその他必要な事項を定めるものである。

### 2. 用語の定義

- (1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国（香港、マカオを除く。）に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びに、それらの加工品をいう。
- (2) 登録施設：中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設、加工船であつて、本要領に基づき登録された施設又は加工船をいう。
- (3) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人をいう。
- (4) 輸出者：施設登録者の中国向け輸出水産食品を輸出する者。
- (5) ロット：生産・加工・保管全ての段階において同一の衛生条件の管理下で生産された同一食品であることを、輸出者が保証できる単位。
- (6) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第4条第9項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）のうち、別添1の規定に従い厚生労働省医薬食品局食品安全部長により認定された機関をいう。

### 3. 施設の登録に係る手続き

#### (1) 登録確認申請

中国向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する施設、加工船の登録を希望する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、3の(2)の要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1により証明書発行機関あて登録確認を申請する。

## (2) 施設又は船舶の登録要件の審査

登録確認申請を受理した証明書発行機関は、営業許可証又は届出書の写し等を確認し、以下のいずれかの要件に適合するかの審査を行う。

- ア. 法第52条に基づく営業許可を有する施設であること。
- イ. 条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設であること。
- ウ. 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設（食品衛生監視票の場合は、採点成績が年間平均90点以上）であること。

## (3) 施設又は船舶の登録

審査を行った証明書発行機関は、要件を満たしていることが確認された施設又は船舶について、自ら管理する登録確認番号（施設又は船舶ごとにCNに続けて、2桁の証明書発行機関認定番号、次に登録確認を行った施設の番号を0001から付すこと（例：CN〇〇0001）。）を付与する。また、登録施設が保管施設（「食品の冷蔵又は冷凍業」等）の場合にはCS (Cold storage facilities) を、加工船（冷蔵及び冷凍を含む。漁船を除く。）の場合にはFV (Factory vessel) を末尾に付す（例：CN〇〇0001CS）。加工施設等の場合には末尾にアルファベットは付さない。

## (4) 登録施設の承認

施設又は船舶の登録番号を付与した証明書発行機関は、3の(2)の審査を行った書類一式を添付し、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（以下「監視安全課」という。）に対して別紙様式2により登録承認を申請する。

登録承認申請を受理した監視安全課は、中国政府に当該施設又は加工船の登録を要請する。監視安全課が中国政府から登録完了の報告を受けた後、当該登録施設の名称、登録番号等を記載した登録施設リストを厚生労働省のホームページ上で公表する。

なお、当該公表がなされた時点をもって、登録施設として取り扱うこととする。

(5) 登録後の事務

登録施設の承認を受けた施設又は加工船は、3.(2)の登録要件の更新又は変更があった場合には、登録を申請した証明書発行機関あてに営業許可証又は届出書の写し等を直ちに提出する。

(6) 登録施設の登録事項の変更申請

登録事項の変更を希望する施設登録者は、証明書発行機関に対して別紙様式3により変更確認を申請する。

変更確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、登録事項の変更を行うとともに、監視安全課に対して別紙様式2により変更承認を申請する。

変更承認申請を受理した監視安全課は、当該内容の確認を行った結果、英語の施設名称及び所在地、取扱品目における養殖水産物の有無について変更がある場合は、中国政府に変更の要請を行う。監視安全課が中国政府から変更完了の報告を受けた後、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

その他の登録事項の変更については、監視安全課が内容の確認を行い、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストの内容を更新する。

(7) 登録の廃止申請

登録の廃止を希望する施設登録者は、証明書発行機関に対して別紙様式4により廃止確認を申請する。

廃止確認申請を受理した証明書発行機関は、記載内容を確認の上、監視安全課に対して別紙様式2により廃止承認を申請する。

廃止承認申請を受理した監視安全課は、当該報告に基づき、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除するとともに、中国政府に報告する。

(8) 登録施設の衛生管理等の確認

証明書発行機関は、登録施設に対し、当該登録施設において適切に衛生管理が行われていること及び3の(2)に規定する要件を満たしていること等について、必要に応じて現地確認を行う。

証明書発行機関は、当該確認において登録要件に係る問題を発見した場合には、直ちに監視安全課に報告するとともに、その後の対応については監視安全課の指示に従う。

また、中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府か

ら受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、監視安全課は必要に応じ、地方厚生局及び関連の登録施設を管轄する都道府県等衛生部局に調査協力を求めるとともに、当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、地方厚生局及び都道府県等の調査等に対して協力を行うこと。

#### (9) 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課は、登録施設の登録を取り消すことができる。

監視安全課は、登録施設の取消しを行う場合にあっては、当該登録施設の登録を行った証明書発行機関に対し、当該登録施設を取り消す旨を連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上の登録施設リストから削除し、中国政府に報告する。

- ア. 登録施設が3の(2)の要件に合致しなくなったことが判明したとき。
- イ. 施設登録者又は当該登録施設と関連ある者が、本要領に基づく手続等において不正を行ったことが判明したとき。
- ウ. その他相当の理由があると認められるとき。

### 4. 衛生証明書の発行手続

#### (1) 衛生証明書の発行申請

輸出者は、中国向け輸出水産食品を輸出する都度、以下の書類を添付し、誓約事項を了承の上、証明書発行機関あて別紙様式5により申請する(ウについて申請時に提出できない場合にあっては、遅くとも証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること。)

- ア. インボイスの写し。
- イ. パッキング・リストの写し。
- ウ. 船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し。
- エ. 同一の登録施設で加工等された同一製品について、登録検査機関において自主検査を実施し、検査基準を満たしていることを確認できる発行日1年以内の試験成績書の写し。
- オ. 以下(2)イ. c. に該当する場合は、別紙様式13。

#### (2) 衛生証明書の発行要件の審査

申請を受理した証明書発行機関は、以下の要件すべてに適合することを審査する。

- ア. 登録施設に由来するものであること。
- イ. 証明書発行機関によるサンプリング検査の結果、別添 2 に掲げる官能検査基準を満たしていること。ただし、登録施設が、次の a から c のいずれかの要件に該当する場合、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。
  - a. 「対 EU 輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
  - b. 「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定を受けている施設及び輸出品目であること。
  - c. 別添 3 に示す運用に基づく手続きを実施していること。
- ウ. 登録検査機関の試験成績書の結果が別添 2 に掲げる検査基準を満たしていること。
- エ. 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

### （3）衛生証明書の発行

証明書発行機関は、4 の（2）の審査を行った結果、問題がないと判断したときは、以下の点に留意しつつ、別紙様式 7-1 の証明書に必要事項を記入の上、検査担当者が署名し、証明書発行機関である旨を示す印章（厚生労働省登録検査機関であることを英語にて明記したもの。以下「発行機関印章」という。）を押印した後に、原本を輸出者に発行するとともに、その写しを保存する。

- ア. 記載する用語については、英語記載とすること。
- イ. 「Reference No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと。
- ウ. 未加工品の「加工方法」については、生鮮品の場合は「冷蔵（未加工）Refrigerated (Non-processed)」、冷凍品の場合は「冷凍（未加工）Frozen (Non-processed)」と記載すること。

輸出者は、予定していた輸出が中止になる等の理由により衛生証明書が不要となった場合には、別紙様式 6 により発行申請を取消すとともに、既に当該衛生証明書を受領している場合にあつては、速やかに証明書発行機関に返却すること。

### （4）官能検査の強化

中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を中国政府から受ける

など、輸出貨物に問題が発生した場合、4.(2)イ.のaからcのいずれかの要件を満たした登録施設であっても、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査等によって別添2の1.(2)に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認すること。

ただし、問題点の原因究明及び改善措置について、証明書発行機関を通じ監視安全課あて報告し、改善されたと判断された場合にあっては、監視安全課の指示により、官能検査の強化を解除することができる。

#### (5) 衛生証明書発行の停止

証明書発行機関は、以下のいずれかに該当する場合には、監視安全課と協議の上、当該輸出者に対する衛生証明書の発行を停止することができる。

ア. 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合。

イ. 過去に交付を受けた衛生証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に衛生証明書を交付した際に、衛生証明書の適正使用が確保されないと判断される場合。

ウ. その他相当の理由があると認められる場合。

なお、監視安全課は、輸出者に対する衛生証明書の発行を停止した場合には、証明書発行機関に衛生証明書の発行を停止するよう連絡するとともに、厚生労働省のホームページ上で公表する。

### 5. その他

#### (1) 申請の審査に係る調査

監視安全課及び証明書発行機関は、本要領に基づく申請の確認等にあたり、申請者に対し、必要と判断される追加資料の提出を求めることができる。

#### (2) 施設登録者及び輸出者自らの衛生管理について

施設登録者及び輸出者は、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

#### (3) 海外からの申請について

海外に在住する者が、本要領の3又は4に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出し、当該代理人が申請を行うこと。

(4) 魚病に係る問題の対応について

輸出者においては、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局等の指示に従うこと。